

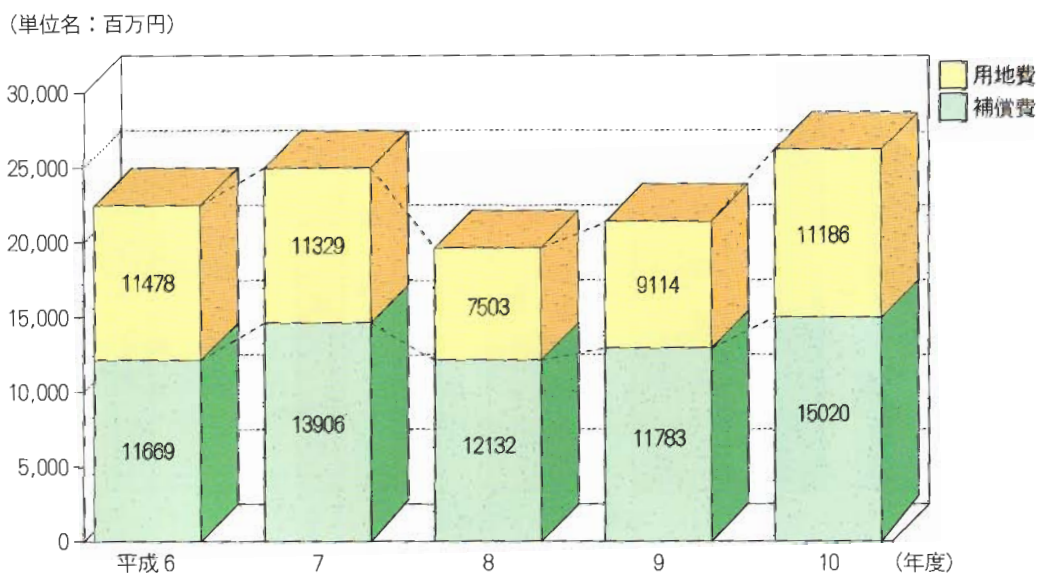
# 第11章 用地・管理

## 第1節 公共用地取得

土木部所管の公共事業を施行するため必要となる土地の取得に伴う損失補償に関する指導及び損失補償基準に関する事務を行っている。

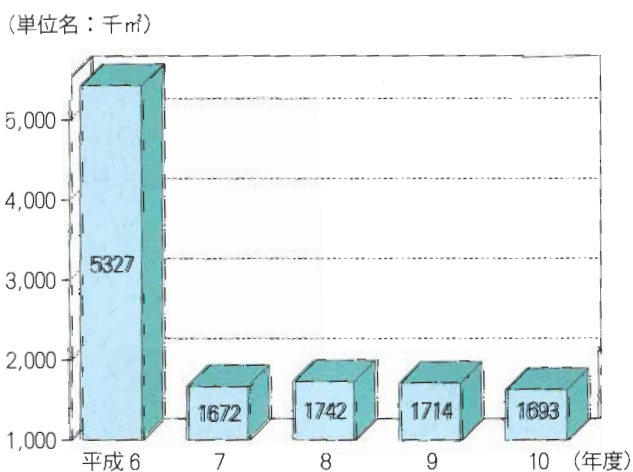
### 1 用地補償費の推移

◆用地補償費の推移

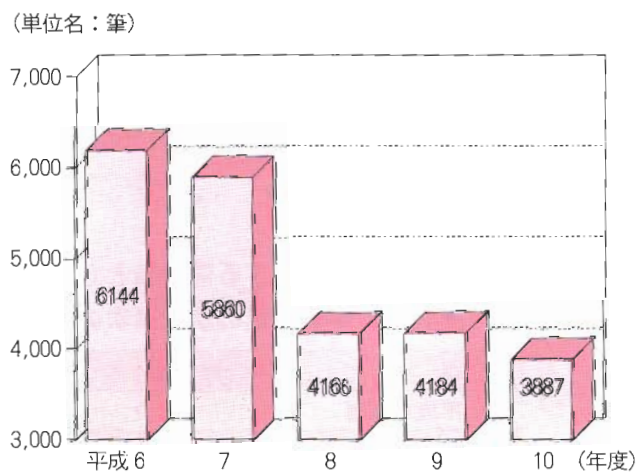


### 2 用地取得面積及び登記処理の推移

◆用地取得面積の推移



◆登記処理の推移



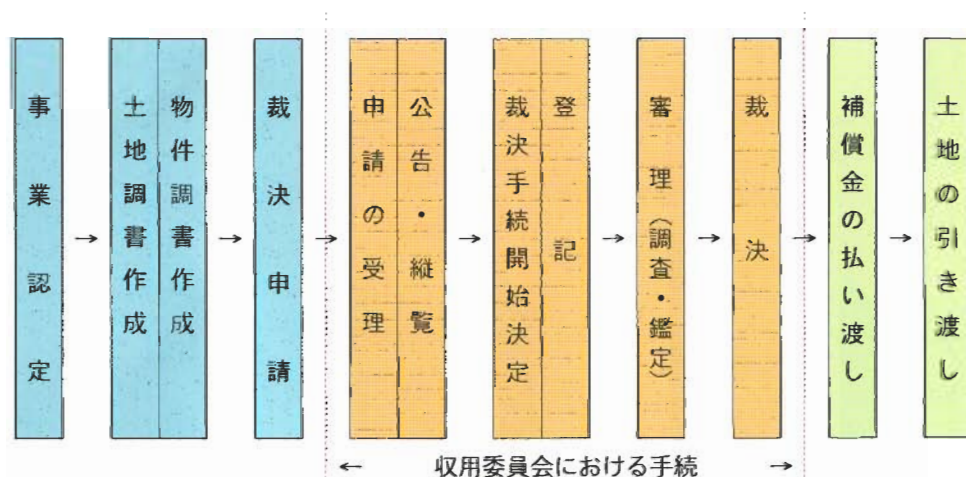
## 第2節 土地収用

### 1 土地収用法の手続きの概要

道路、鉄道、河川、公園などの公共の事業のために土地が必要となった場合、通常は、事業の施行者（起業者）が土地所有者と話し合っ、土地売買契約により土地を取得します。しかし、補償金の額などで合意ができなかった場合、起業者は土地収用法の規定に基づいて、収用委員会に対して収用の裁決を申請することができます。

収用委員会では、審理において起業者や土地所有者の主張を聞き、鑑定や調査を行い、収用する土地の範囲、補償金の額などについて裁決します。

この裁決により、補償金の支払いを経て、土地の引き渡しが行われることとなりますが、土地の引き渡しが行われない場合は、行政代執行の手続きに移行します。



### 2 裁決等の状況

収用委員会における裁決等の状況は次のとおりです。

区 分	申請・申立	裁 決	和 解	取 下 げ	繰 越
平成6年度	6	4	0	0	4
7	6	4	0	2	4
8	4	6	0	0	2
9	2	2	0	0	2
10	0	2	0	0	0

### 3 事業認定について

収用委員会に裁決申請する前段階として、事業認定を受ける必要があります。

処分の機関別の事業認定の状況は次のとおりです。

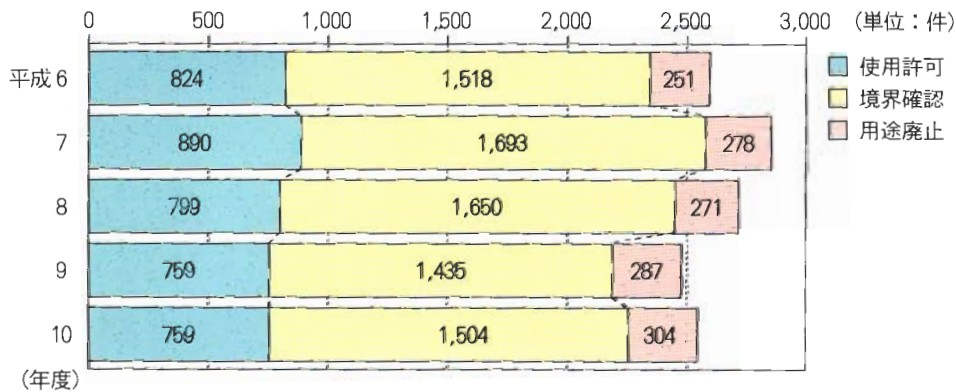
区 分	建 設 大 臣	県 知 事	計
平成6年度	2	13	15
7	3	19	22
8	4	19	23
9	2	12	14
10	3	12	15

## 第3節 管 理

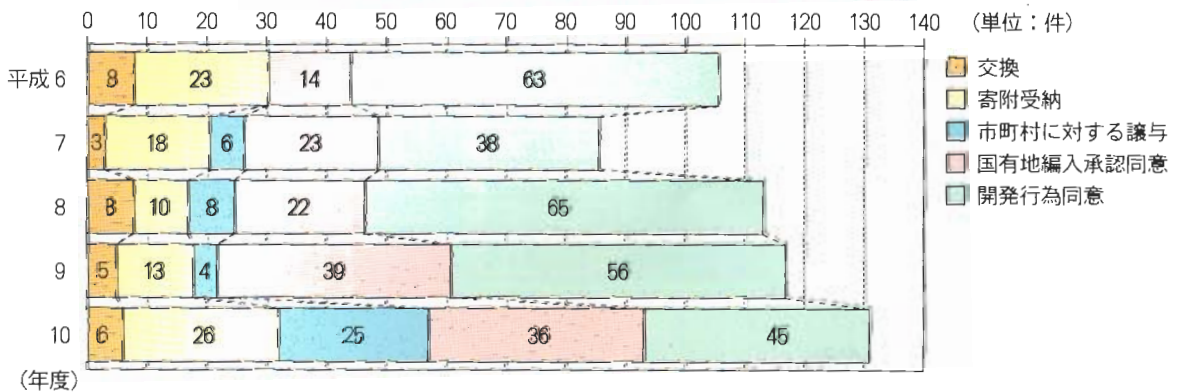
### 1 建設省所管公共用財産の管理・処分

建設省所管公共用財産のうち、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用又は準用を受けない河川、漁港法、港湾法又は海岸法の適用を受けない海浜地及び池沼、水路等のいわゆる法定外公共用財産の管理及び処分事務で、国から事務委任を受けて行っています。（平成9年度から、市町村道と準用河川に供されている建設省所管公共用財産の立入り及び境界確定は、市町村へ再委任されています。）

#### (1) 使用許可、境界確認、用途廃止件数の推移



#### (2) 交換、寄附受納、市町村に対する譲与、国有地編入承認同意、開発行為同意件数の推移



### 2 廃道、廃川敷地の管理・処分

一般国道、県道及び一級河川、二級河川が区域変更等によって廃止され公共用財産として存置する必要がなくなった場合に、当該道路、河川の維持・管理費用を負担した県が譲与を受けることができ、その廃道廃川敷地の譲与に関する事務も行っています。また、国からの譲与や他課からの引継を受けて県有財産となった廃道廃川敷地を処分する事務も行っています。

#### (1) 県有財産（廃道廃川敷地）の取得・処分件数

